

資料 2

- ① 詐欺等による領得
- ② ①により取得した遺伝資源の使用、譲渡等
- ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ④ 図利加害目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等
- ⑤ ④の譲渡につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物の使用、譲渡等
- ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物の譲渡等

保護対象

- ・使用制限を付した 契約を締結
- ・再譲渡の際も同じ内容の 契約を求めている

契約約款

インターネット
等により公表

第000号 精液証明書 使用制限

精液証明書
等に表示

(R) ノウリタタロウ 2020.10.01

(R) 123456 2245-6789

ストローへの「(R)」表示

- 1 これまでの立入検査において、新規に開設された家畜人工授精所（以下「新規授精所」という。）では「使用済みの精液証明書の不適切な管理」「譲渡等記録簿等の整備不備」、受精卵の生産をしている家畜人工授精所では「譲渡契約の締結等の実施」が課題であることが判明したことを踏まえ、今後の立入検査は、
- ・ 新規授精所に対し、譲渡等記録簿等の整備状況の確認と「精液等情報システム」の利用推進
 - ・ 受精卵生産事業者及び家畜遺伝資源の譲渡実績のある家畜人工授精所に対し、受精卵の適正な生産と流通の確認と譲渡契約の締結等を推進
- することを優先しつつ、可能な限り早期に和牛遺伝資源を取り扱う畜産農家に対しても立入検査を計画する必要。
- 2 「精液等情報システム」は、操作性等の観点で利用が進んでいないという状況を踏まえ、同システムの課題や改善等を求める意見を踏まえ、改善方策を検討し、その利用を推進する必要。